

「市町村 権利擁護・成年後見推進センター構想」への提案

- 地域を基盤とした権利擁護の推進にむけて -

平成 25 年度かながわ権利擁護相談センター課題検討会報告書

平成 26 年 3 月

社会福祉法人神奈川県社会福祉協議会
かながわ権利擁護相談センター あしすと

もくじ

提案のねらい	2 P
1. 権利擁護・成年後見をめぐる動向と「センター（推進の中核組織）」設置の必要性	3 P
2. 社会福祉協議会の役割検証 - センター構想にむけて、主要事業の検証と関係の整理	5 P
3. 市町村権利擁護・成年後見推進センター（仮称）の全体像と基本機能	6 P
参考資料 成年後見・市民後見にかかわる諸制度の動向等	9 P
参考資料（事例紹介） 「ふじさわあんしんセンター」の取り組み	10 P
参考資料（事例紹介） 「伊勢原市成年後見事業あり方検討会」の取り組み	14 P
参考資料（事例紹介） 「埼玉県志木市における権利擁護推進」の取り組み	18 P

提案のねらい

地域には多様な生活課題を抱えた本人や家族が暮らしていますが、とりわけ、高齢や障害などによってとすると自分自身で判断することがしにくいために虐待などの重篤な権利侵害を受けるおそれのある人々に対し、分野を越えた専門職・相談支援機関の連携と協働による支援が求められています。

かながわ権利擁護相談センター（あしすと）に寄せられる相談事例からは、介護保険制度や障害者自立支援サービス等の推進によって、地域において分野ごとの支援体制の充実は図られてきたことがうかがえる一方、相談・支援機関の活動が、分野や制度の枠組みに基づいた「縦割り」傾向にあることや、また、顕在化している問題・課題への対応だけでなく、地域に潜在している生活課題を抱えた本人や世帯の早期発見や、深刻な事態に至る前の早期対応が不足がちであるという課題が垣間見えます。

こうした課題を受けて、あしすとでは平成 23 年度に、積極的権利擁護と地域福祉の理念に立ち、“一人ひとりの自分らしく生きる権利が、日常生活の中で、また将来にわたって守られる地域づくり”を進める中核機能として、市町村域における「権利擁護推進センター機能」の構築を提案しました。（詳細は、「市町村権利擁護推進センター機能構築にむけて」（平成 24 年 3 月相談事業推進委員会報告書）を参照のこと）

近年、高齢・障害分野の関係各法において、成年後見制度の利用支援の推進、市民後見人の養成など、市町村域を基盤とした新たな施策への取り組みが要請されています。とりわけ、平成 25 年 4 月からの市町村における後見人等人材確保のための事業の必須化（障害分野）に伴い、今後、各市町村では必然的に、市民後見人養成を端緒とした、各地域における権利擁護、成年後見のあり方検討が進められることとなります。（「神奈川県における市民後見人養成のあり方について（第一次報告）」（神奈川県の委託事業 平成 25 年 3 月 かながわ成年後見推進センター）を参照のこと）

市民後見人の養成は、「権利擁護」が地域に根づく契機となることが期待されます。この機をとらえ、各地域において、地域特性に応じた権利擁護・成年後見の推進体制を構築していくことが望まれます。本提案は、こうした各地域での検討が円滑に進むための一助となるよう、平成 25 年度に県内関係者のご支援、ご協力のもと検討会を設け、「地域における権利擁護・成年後見の推進の中核機能（センター）の構築」について基本的な考え方を整理したものです。各地域における検討の一助としてご活用いただければ幸いです。

平成 26 年 3 月

かながわ権利擁護相談センター あしすと

1. 権利擁護・成年後見をめぐる動向と「センター（推進の中核組織）」設置の必要性

(1) 地域を基盤とした「積極的な権利擁護」の推進

地域では、地縁・血縁の希薄化により、判断能力が不十分な高齢者・障害者が虐待や悪質商法被害など深刻な権利侵害を受ける事例が多く見受けられる。高齢や障害などによって虐待などの重篤な権利侵害をはじめとする様々な生活の困りごとや不安を抱えている人々の権利がまもられるよう、本人たちが暮らす地域での権利擁護支援の充実・強化が強く求められている。

さらには、顕在化している権利侵害からの救済的機能はもとより、地域に潜在している生活課題を抱えた本人や世帯の早期発見、深刻な事態に至る前の未然防止といった「予防的支援機能」が発揮できる地域をつくり、積極的に地域生活を支えることも求められている。

今後の認知症高齢者の増加や障害者の親亡き後問題など、増大する権利擁護・成年後見ニーズへの対応も視野に入れ、本人が暮らす地域を基盤に、分野や制度を横断しての権利擁護の総合的な推進への取り組みが強く求められている。地域を基盤とする権利擁護とは、換言すれば「権利擁護」と「地域福祉」の一体的な取り組みとすることができる。

(2) 制度を必要とする人誰もが利用できるための「成年後見制度の総合的な推進」

社会福祉基礎構造改革により福祉サービス制度の大半が「利用契約方式」に転換したことに伴い、行政の役割は「利用者の権利擁護」へと大きく転換した。

福祉サービスの「利用契約方式」の導入に伴い、「権利擁護」のうち、とりわけ「成年後見制度」の利用支援は不可欠なものとなっている。身寄りや資力がない人も含め、成年後見制度の利用を必要とする人誰もが制度を利用できるよう、セーフティネットとしての利用支援の基盤づくり（制度周知、利用支援事業、多様な後見人の確保）を進めることは関係各法で「市町村」の責務とされている。

(3) 新たな担い手である「市民後見人」の養成と活動支援の仕組みづくり

国では成年後見制度の利用支援を進める新たな方策として、多様な後見人の確保に向け、「市民後見人」養成を「市町村」で取り組むことを推進している。

横浜家庭裁判所管内の成年後見関係事件の概況をみると、成年後見人等と本人との関係別内訳件数は、平成20年には親族が1639件(74%)、親族以外が563件(26%)であったものが、平成23年には親族1240件(53%)、親族以外1095件(47%)となっている。さらに最高裁判所の成年後見関係事件の概況をみると、平成24年に、制度開始以来、初めて「親族以外の第三者が成年後見人等に選任されたもの」が「親族が成年後見人等に選任されたもの」を上回った。今後の潜在需要予測を考えると、第三者後見人のニーズが急速に高まっていることは明白であり、市民後見人の養成は急務の課題といえる。

市民後見人は権利擁護の新たな担い手として活躍が期待されるが、その実現のためには市民後見人が家庭裁判所に信頼され、選任されるためのしくみを構築することが必要となる。しくみづくりに際しては、後見人活動の特性（後見人活動は長期的な活動となること、専門的助言体制が必要となること等）を踏まえた、継続的・専門的・中立的な支援組織体制の確立が必須となる。

(4)「市町村」を基盤とした横断的な権利擁護施策の展開

社会福祉基礎構造改革により「地域福祉」の関係施策推進が明確化され、高齢者分野における「地域包括ケア」の提唱、障害者の地域生活移行の推進、生活困窮・社会的孤立などの新たな生活問題への対応など、主要な福祉施策はすべて「市町村を基盤」と位置づけられ、市町村への期待はますます高まっている。

「権利擁護・成年後見ニーズ」への対応にあたって、本人が暮らす「地域」を基盤に公私が協働して、地域内の社会資源の現況と特性を活かし、分野や領域を越えた「柔軟かつ横断的な取り組み」の展開が必要とされている。こうした横断的な取り組みは「市町村」だから展開できることであり、行政のリーダーシップと社会福祉協議会の機能・役割発揮が強く求められている。

(5) 求められる方向性

地域福祉の推進における重点課題である「権利擁護の推進」に向け、「地域における権利擁護・成年後見の推進体制」を構築するにあたっては「市町村」において、行政と地域内の多様な関係機関・関係者の「協働」が欠かせない。この協働の推進をはかるためには、推進役となる中核組織（「権利擁護・成年後見推進センター（仮称）」）を設置することが効果的である。

「センター構想」について、地域の実情に応じて、体制整備にむけた柔軟かつ段階的な行動計画を策定するなど、多くの関係者の参画と協働のもとで積極的に検討することが望まれる。なお、市町村の規模によっては、広域的な視座にたって「センター構想」を検討することも望まれる。

2. 社会福祉協議会の役割検証 - センター構想にむけて、主要事業の検証と関係の整理

社会福祉協議会が行う法人後見事業についての考え方

社会福祉協議会が行う法人後見事業については、社会福祉協議会の公共性をふまえ、身寄りや資力がないが成年後見制度の利用を必要とする人、制度利用を必要とする背景に複雑困難な生活課題を抱える人の「セーフティネット」としての役割を担ってきたが、今般、「市民後見人」という権利擁護活動を担う新たな人材の養成・活動支援への協力、バックアップ機能の役割も期待されている。こうした社会的役割の発揮はまさに“地域の共有財産”としての公益活動であり、社会福祉協議会が行う法人後見事業が安定的に行えるために行政等からの基盤強化支援を受けることが必須である。

なお、社会福祉協議会では各種福祉サービス事業を実施しており、サービス契約者に対する法人後見事業の受任が利益相反にあたるという懸念もあるが、そもそも成年後見制度の利用を必要とする事例は、複数の事業所の連携、協働による支援が求められる事例であり、この「センター」の機能が有効に働くことで多様な後見人の確保ができ、利益相反事案を回避することにもつながると考えられる。

社会福祉協議会が行う日常生活自立支援事業についての考え方

判断能力が十分ではないが、成年後見制度の利用までには至らない高齢者、障害者の地域生活を支えるうえで日常生活自立支援事業は大きな役割を果たしている。今後も、高齢化の進展、障害のある方の地域生活移行等の背景を受け、利用ニーズはますます高まることが予測される。日常生活自立支援事業と成年後見制度を切れ目のない支援体制のもとで展開し、持続的な権利擁護支援体制をはかっていくことが、将来にわたって地域住民にとっての安心材料となる。

日常生活自立支援事業は、社会福祉法に基づく都道府県・政令市社会福祉協議会を実施主体とする事業であるが、その事業対象者である軽度の認知症高齢者や障害者への生活支援は前述のとおり、「市町村」を基盤とした施策展開がはかられている。日常生活自立支援事業のニーズ拡充に対し、「市町村」としての対応が強く求められる。

社会福祉協議会と「権利擁護・成年後見推進センター」

市町村社会福祉協議会は、平成11年からの「日常生活自立支援事業」の実践や法人後見事業への取り組みを通して、権利擁護支援や成年後見制度に関する専門性を獲得してきた。また、社会福祉協議会の本旨とする地域福祉の推進活動において、ネットワーク形成や社会資源の開発など、ソーシャルワークのスキルも蓄積している。これらを地域を基盤に総合的に展開している社会福祉協議会は、後述する「センター設置により期待される効果」を最大限に発揮するための「センター運営」の担い手として、十分な役割発揮が期待できる。

また、地域内のさまざまな関係機関や地域住民組織、当事者等で構成されている社会福祉協議会の組織特性は、権利擁護・成年後見推進センターの設置検討の場として、さらにセンター運営の担い手として有用といえる。

社会福祉協議会においても、「地域福祉の推進」という使命達成への重点的な戦略として、地域における多様な主体の協働による「権利擁護・成年後見の総合的な推進体制」の構築に積極的に関与していくことが望まれる。

3. 市町村権利擁護・成年後見推進センター（仮称）の全体像と基本機能

(1) センターの理念 - 総合的な相談支援と予防的支援 - による広義の権利擁護の推進

地縁、血縁関係の希薄化が進み、社会的孤立などの新たな課題も顕在化している中、今後、権利擁護支援ツールとして「成年後見制度」の重要性はますます高まることが予測される。

しかし、成年後見制度の利用を必要とする方の中には、本人が様々な生活問題を複合的に抱えていたり、世帯全体が複雑な問題を抱えていたりするなど、「成年後見制度」の利用に至るまでの道程にさまざまな専門職が連携した相談支援を必要とする場合が少なくない。また、生活問題の内容・性質によっては、問題解決のために多種多様な方法を探らなければならない場合もある。

多様で複合的な権利擁護ニーズに対応するためには、まずは「総合的に受け止める相談支援」が、地域の最前線の相談支援機関において展開されることが重要である。さらに各分野の虐待防止法、成年後見制度利用支援事業や市民後見人養成事業など、分野別に制定されている制度や諸施策を、「地域での本人の暮らし」を基軸に、横断的な取り組みを展開していくことも求められる。

(2) センターの3つの役割

「総合的な相談支援」の推進

権利擁護・成年後見に関する専門性を有する機関として、地域相談支援機関へのバックアップと関係機関の有機的なネットワークを形成し、総合的な相談支援体制の構築への推進役となる。

「制度横断的な成年後見のしくみづくり」の推進

分野別の制度・施策を横につなぎ、多領域の関係機関の連携強化、多様な担い手の参画の推進などにより、地域において各種制度を横断した成年後見支援体制の構築への推進役となる。

「誰もが安心して暮らせる地域づくり」の推進

総合的な相談支援体制と制度横断的な成年後見のしくみづくりにより、既存の「事後対応」から「事前（早期）対応」への転換をはかり、判断能力が不十分な人も含め誰もが安心して生活できる地域づくりへの推進役となる。

(3) センター設置により期待できる効果

「権利擁護・成年後見利用支援」にかかる「専門性」の強化

「横断的な事業展開」による「社会資源の有効活用」の促進

市民や相談支援機関がアクセスしやすい「便益性」の向上

具体的には次の5点が挙げられる。

市町村長申立て事務の迅速化 ケースワーク業務の圧迫の解消、セーフティネットの強化

親族後見の普及促進 当事者への支援強化による公負担の軽減化

関係機関のネットワーク強化 相談支援の質の向上による「権利侵害の未然防止」

新たな担い手(市民後見人等)の養成 地域住民の特性を活かした権利擁護の促進

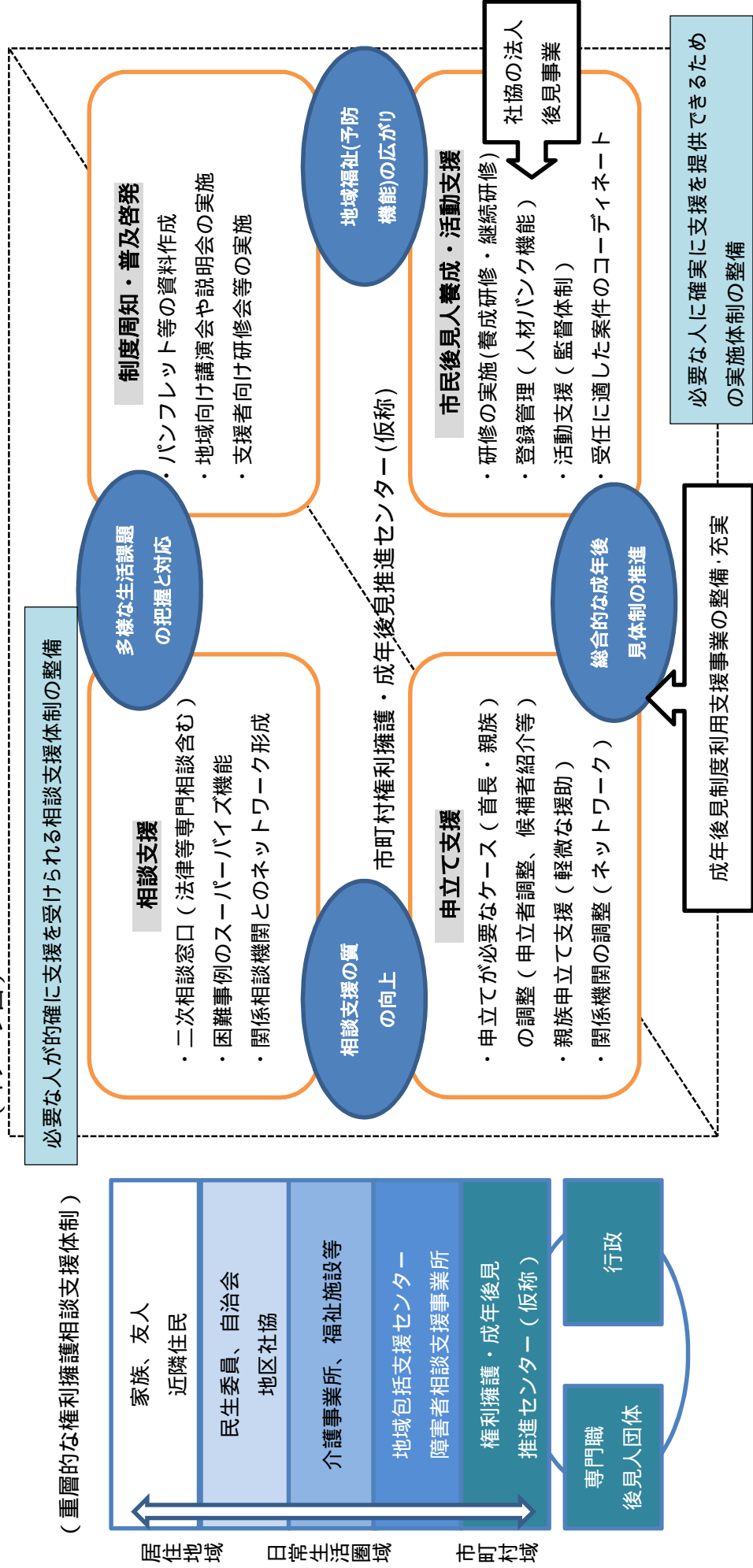
多様な住民の生活課題のキャッチと対応 住民誰もが安心して暮らせる地域づくり

上記の効果を発揮するためには、 には、成年後見制度に関する専門性が求められ、また、
の発揮にはソーシャルワークの専門性が深く関係する。

(4)センターの基本機能 ~ の機能は一体的に展開される。

- 制度周知・普及啓発（啓発資料作成、講演会等による利用促進）
- 相談支援（二次相談窓口、困難事例のスーパーバイズ機能、関係機関ネットワーク形成）
- 申立て支援（申立者調整・候補者紹介、親族申立て支援、関係機関調整）
- 市民後見人養成・活動支援（養成研修・活動支援、人材バンク機能、コーディネート機能）

(イメージ図)



(5) センターの運営体制

センターの運営に際しては、以下の条件整備が必要となる。

センター運営協議会の設置

センターの運営にあたっては、センターの設置目的の達成に向け多様な関係機関・関係者の参画と協働による運営が求められる。運営協議会は、センターの機能強化や役割発揮を支える基盤として、あるいはセンターの実践を検証する組織として、関係機関・団体、当事者等で構成することが望まれる。

権利擁護・成年後見に関わる専門機関・専門職(法律家等)との協働体制の整備

権利擁護や成年後見は「重層的」な支援体制がなければ進展しない。特に、地域包括支援センターや障害者の相談支援事業所などの地域相談支援機関における「一次相談機能」の拡充が不可欠である。そのためには、専門相談の実施、個別事例へのスーパーバイズなどの専門機能の発揮にむけて、法律専門職等を中心とした専門機関・専門職の関与が必須となる。

事務局体制の整備

センターの事業展開にあたって、センターの事務局には、権利擁護や成年後見制度に関する一定の見識があること、また、相談支援の実践経験や関係機関のネットワーク形成に必要なスキル等を備えていることが求められる。これらの専門性を備えた専任職員の配置が必須となる。

運営・事業財源の確保

センターの運営にかかる財源基盤は市町村が担うことが不可欠と考えられるが、事業財源の確保にむけては指定寄付による「基金」の設立なども考えられる。また、事業のしくみづくり検討においては、大学等の研究機関の地域貢献活動とのタイアップにより、民間団体による調査研究事業助成金等の有効活用なども想定される。

(6) 「センター」設置に向けた検討の進め方(合意形成のプロセス)

当事者、相談支援現場、地域内の成年後見関係機関等のニーズの確認

- ・現状の把握と整理、関係者から「必要性」の意見の抽出をはかる

関係者を集めた検討の場づくり(合意形成の場づくり)

- ・行政、相談支援機関、成年後見関係機関、当事者等の参画をはかる

「センター」の理念・全体像・機能、運営体制の整理

- ・地域内の相談支援等関係機関の特性を踏まえながら、関係機関の機能的な連携を展望した「センター」の全体像を整理する。

「センター」と「各機関」の役割整理

- ・地域内の社会資源、地域内のニーズをふまえながら、「センター」の位置づけ、役割、機能や基本事業、運営体制のイメージを整理する

行政計画への位置づけ、反映

- ・行政の総合的計画(地域福祉計画等)への記載、重点・主要施策への位置づけ

組織内外での合意形成と具体的な活動計画

- ・運営体制を確保するための人員体制、財源等の調整
- ・体制整備にあたっては、財源と人的基盤に応じた段階的な整備計画づくりを検討する。

参考資料

- 成年後見・市民後見にかかわる諸制度の動向等 -

老人福祉法第 32 条の 2 を創設（後見等に係る体制の整備等）（平成 24 年 4 月 1 日施行）

市町村は、後見、保佐及び補助の業務を適正に行うことができる人材の育成及び活用を図るために必要な措置を講ずよう努めるものとする。

(1)研修の実施 (2)後見等の業務を適正に行うことができる者の家庭裁判所への推薦

(3)その他必要な措置()

()例えば、研修を修了した者を登録する名簿の作成や、市町村長が推薦した後見人等を支援することなどの措置が考えられる。

厚生労働省「認知症施策推進 5 か年計画(オレンジプラン)(平成 25～29 年度)

5. 地域での日常生活・家族の支援の強化

市民後見人の育成・支援組織の体制を整備している市町村数 平成 24 年度見込 40 市町村

将来的に、すべての市町村(約 1,700)での体制整備

地域社会における共生の実現に向けて新たな障害保健福祉施策を講ずるための関係法律の整備に関する法律(平成 25 年 4 月 1 日施行)

障害者総合支援法

市町村が実施する地域生活支援事業の必須事業として、後見人等の人材の育成・活用を図るための研修を追加。

知的障害者福祉法第 28 条 2（後見等を行う者の推薦等）

市町村は、前条の規定による審判の請求の円滑な実施に資するよう、民法に規定する後見、保佐及び補助(以下この条において「後見等」という。)の業務を適正に行うことができる人材の活用を図るため、後見等の業務を適正に行うことができる者の家庭裁判所への推薦その他の必要な措置を講ずよう努めなければならない。

精神保健及び精神障害者福祉に関する法律(平成 26 年 4 月 1 日施行予定)

第 51 条の 11 の 3 (後見等を行う者の推薦等)

- 市民後見にかかわる取り組み状況 -

国の市民後見事業

市民後見推進事業(厚生労働省)

・市町村において市民後見人を確保できる体制を整備・強化し、地域における市民後見人の活動を推進する事業であって、全国的な波及効果が見込まれる取り組みを支援する(市民後見推進事業実施要綱)。

H23 年度 37 市区町村(26 都道府県)、H24 年度 87 市区町村(33 都道府県)、H25 年度 128 市区町村(34 都道府県)

高齢者権利擁護等推進事業における都道府県市民後見人育成事業(厚生労働省)

・市町村における市民後見の取組を支援するため、市町村が単独では市民後見人の育成が困難な場合などに、都道府県が広域的な支援の観点から、市民後見人の養成や活動支援を行うための事業を実施する。

神奈川県市民後見事業

・神奈川県「神奈川県における市民後見人養成のあり方について(第一次報告)」(平成 25 年 3 月 かながわ成年後見推進センター)

・市民後見人養成研修実施の状況

平成 24 年度実施：平塚市 平成 25 年度実施：平塚市、海老名市、綾瀬市

ほかに、横浜市、川崎市、横須賀市、鎌倉市、厚木市でも独自に実施。

「ふじさわあんしんセンター」の取り組み - 藤沢市社会福祉協議会の取り組み -

藤沢市社会福祉協議会では、市社協の「あんしんセンター」の機能強化を基盤に、藤沢市における権利擁護・成年後見推進の中核センターとして、平成 24 年度より、「ふじさわあんしんセンター」を開設しています。

基本情報（平成 25 年度市町村社協活動現況報告書 平成 25 年 10 月）

- ・人口 417,070 人 ・高齢化率 21.4%（世帯数 177,856 世帯）
- ・障害者手帳交付者数（身体障害者手帳交付数 10,574 人 知的障害者手帳交付数 2,344 人
精神保健福祉手帳交付数 2,515 人）
- ・生活保護世帯数 3,653 世帯

1. ふじさわあんしんセンター設置までの経緯

藤沢市社会福祉協議会では、平成 23 年度のはじめに、藤沢市から「成年後見相談センター」設置の相談を受け、センター構想の具体的な提案を行い、市の福祉総務課、高齢者支援課、障がい福祉課などの各担当課との協議の場を設けて検討を重ね、平成 24 年度から、市社協の「あんしんセンター」（日常生活自立支援事業を所管）を拡充するかたちで「ふじさわあんしんセンター」を開設しました。

センター運営の財源については、市から市社協への委託事業という位置づけをとり、人材確保などによりセンター体制を強化するとともに、市社協においても県社協の「市町村社協法人後見の立ち上げ支援事業費」（3 か年助成。計 150 万円）を活用して、法人後見事業の実施体制を整備するなど、市・市社協の両方で財源の確保をはかりました。

また、市から成年後見関係団体等に呼びかけを行い、平成 24 年 2 月に意見交換会を実施しました。市内関係機関等から「成年後見センター」のあり方についての意見を聞きながら、センター運営への連携と協働の関係づくりを進め、平成 24 年 5 月のネットワーク連絡会準備会を経て、平成 24 年 7 月に第 1 回「ネットワーク連絡会」を開催しました。ネットワーク会議には、専門職後見人団体、相談支援機関をはじめ、多様な団体が参加しています。

センターの事務局体制については、現在の職員配置体制は、所長 1 名、正規職員 3 名、支援員 6 名で、日常生活自立支援事業、法人後見事業との兼務体制をとっています。市社協では在宅福祉サービス事業を展開しているため、法人後見事業の実施にあたっては、利益相反を防ぐために担当理事制を導入しました。また、市社協の法人後見事業と日常生活自立支援事業の審査会は一体的な運営としています。

2. ふじさわあんしんセンターの成年後見利用相談事業

【H25.10 現在の主要な事業・活動内容】

項目	内容
成年後見制度の普及・啓発	市民講座の開催、出前講座や啓発パンフレットの作成、ホームページでの情報提供
成年後見制度の利用支援	訪問、来所、電話方式による相談で制度説明等を実施。申立て書の書き方についての助言、候補者探しの支援など。
専門家による相談支援	第1～第4水曜日に専門家による相談を実施。1回につき3組まで相談可能。
権利擁護に関する関係機関との連携	ネットワーク連絡会は専門職後見団体5土業のほか、医師会、従事者団体、認知症、知的障がい、精神障がいの各家族会が参加（年3回開催）。また部会活動として拡大会議や専門会議を必要に応じて開催し、事例検討や意見交換を行っている。
市長申立てに関する業務の補助	市長申立て業務の補助を受託。市長申立ての候補事案のうち、親族申立ての可能性もある事案について、市と親族との面談に「ふじさわあんしんセンター」も同席、親族が申立てすることになった場合は「ふじさわあんしんセンター」がサポートする。

この他、法人後見事業の推進、市民後見人養成の研究事業等も展開しています。

3. 「必要な人に必要な支援が届く」地域にむけて

センター設置以前の市長申立て状況は、高齢分野で年間に数件程度という状況であり、成年後見利用支援事業の対象も市長申立て案件に限るとされていました。センター設置に向けた協議段階も含め、市と市社協で成年後見制度の利用のしやすさの観点からの意見交換を深めてきた結果、市長申立て件数は格段に増加、市の成年後見利用支援事業のあり方にも前進が見られています。

また、「ネットワーク連絡会」により、関係者と「顔の見える関係」が構築されたことが、個別のケースへの支援に活かされています。関係機関との連携の構築により、緊急性の高い案件について、ネットワーク連絡会の委員を通じて、候補者探しが迅速に行えるようになりました。

さらに副次的な効果として日常生活自立支援事業の利用件数の増加のほか、関係機関からの市社協に対する認知の高まり、日常生活自立支援事業や成年後見以外の相続問題や保証人問題など、市民が抱えている地域生活上の幅広い権利擁護ニーズをキャッチできるようになりました。また、親族申立て支援についても、相談を受ける中で本人家族に伴走的に支援をしていく必要性を感じ、ふじさわあんしんセンター職員が家裁の入口まで同行したケースも複数にのぼっています。

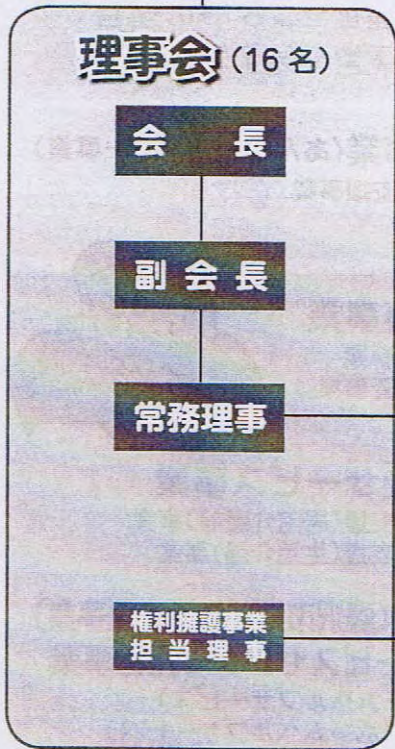
「センター」という看板を掲げたことにより、地域住民や地域の関係機関にとって「わかりやすさ」が増し、様々な相談が寄せられ、地域の権利擁護ニーズが顕在化するようになりました。またネットワーク形成によって必要な人に必要な支援が届けるための体制が築かれつつあります。市社協では今後に向けては、計画的な職員育成、組織的な相談体制の整備に取り組みながら「ふじさわあんしんセンター」の役割、事業をさらに広げていくことを展望しています。



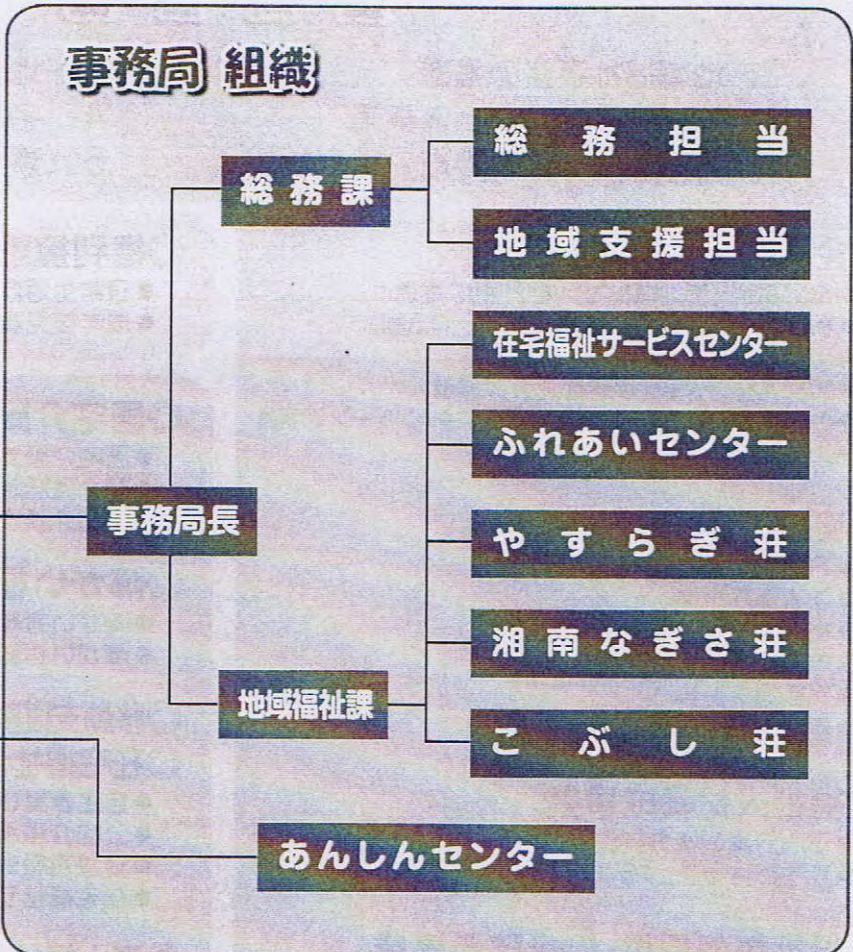
組織図

事業・業務が拡大し
新体制になりました!!

評議員会 (33名)



監事 (3名)



市民

認知症はないけれど手伝ってもらえるの？

家庭裁判所での手続きって、どんなことするの？

トラブルや相続で困っているんだよ

家族の後見人になるように銀行に言われたよ

子供に障害があるんだけど、将来どうしよう…

後見人って？誰に頼めばいいの？

なんだか、最近忘れっぽくなってね…

病院の転院手続きをしてくれる人がいない…

年金をとられてしまうの

気がつくと、なんだかたくさん買わされていて



「伊勢原市成年後見事業あり方検討会」の取り組み - 伊勢原市社会福祉協議会の取り組み -

伊勢原市社会福祉協議会では、伊勢原市からの委託を受け、平成 25 年度に「伊勢原市成年後見事業あり方検討会」を設置、伊勢原市における成年後見制度の基盤整備に向けた検討を行いました。

基本情報（平成 25 年度市町村社協活動現況報告書 平成 25 年 10 月）

- ・人口 99,260 人 ・高齢化率 21.7%（世帯数 42,041 世帯）
- ・障害者手帳交付者数（身体障害者手帳交付数 2,743 人 知的障害者手帳交付数 594 人
精神保健福祉手帳交付数 564 人）
- ・生活保護世帯数 767 世帯

1. 伊勢原市社会福祉協議会の取り組み経過について

伊勢原市社会福祉協議会では、平成 20 年度に法人後見事業、平成 21 年度に地域包括支援センターを受託したことを契機として、地域の権利擁護システムの課題を把握し、その解決手段として自主的に取り組みを開始したことが、権利擁護の推進に深くかかわるきっかけとなりました。

特に、高齢者虐待防止ネットワークが機能していない実態をふまえ、平成 22 年度に「伊勢原市高齢者虐待防止ネットワーク推進委員会」を設置し、アンケート調査や事例検証などの課題整理をもとに各機関の役割と行動計画（年次計画）を策定し、その結果、行政内部に市独自で「弁護士ホットライン」体制を整備するなど、様々なしくみづくりにつながりました。

また、平成 22 年度から伊勢原市における成年後見・権利擁護の推進にむけて、市社協主催による「成年後見・権利擁護サポート連絡会」を設け、高齢、障害、成年後見、DV 及び生活保護担当の行政各課と相談支援機関、成年後見関係団体が一堂に会して、縦割りでは無い「人」を中心としたネットワーク形成をはかってきました。

2. 相談現場からみえるニーズをもとに

市社協の相談場面を通して、本人や世帯に多くの関係機関が関わっているながら、権利侵害が深刻化してしまっているケースが繰り返し発生している状況を重く受け止め、前述の虐待防止ネットワーク推進委員会の事務局を担うなど、社協の使命として「旗振り役」を担い、積極的な取り組みを展開してきました。

こうした実践の中で、事例の困難化を招いている要因は、単に支援者の資質の問題ではなく、定期的な人事異動等を背景とした行政機能の限界、介護保険制度をはじめとするサービスの多様化がかえってニーズ中心の支援体制をとりづらくさせているという、仕組みの問題、構造的な課題が大きいことが明らかとなりました。早期発見・対応や予防の仕組みを進めるには、「権利擁護」の看板を掲げた新たな地域資源(機能)の創出の必要性を実感してきました。

3. 「市民後見人養成」を契機として

伊勢原市では、第5次総合計画及び第3期地域福祉計画に「市民後見人の養成」が掲げられており、平成26年度に市民後見人養成基礎研修、平成27年度に実践研修の実施が計画されています。

市民後見人の養成にあたっては、その活動支援のための継続性、専門性を備えたバックアップ体制の確立が重要視されており、市民後見人の養成検討は、必然的に伊勢原市における成年後見制度のあり方に大きく関わってきます。そこで、市と市社協では平成24年度から内部で協議を進めてきましたが、市社協ではこの機会を伊勢原市における成年後見・権利擁護の推進のための中核機能(センター機能)」の必要性について合意形成をはかっていく契機として、平成25年度に市から市民後見人育成事業を受託し、伊勢原市における成年後見事業のあり方について検討を行いました。

この新たな仕組みづくりの上では、合意形成のステップを重視し、前述の「成年後見・権利擁護サポート連絡会」の場面を活用し、相談支援機関のニーズの確認やセンター機能への期待の把握、一方で各団体の自らの役割の発信など、共通認識づくりと合意形成をはかっています。

また、行政との合意形成は、市社協から市に提案して、市と市社協の話し合いの機会を継続的に設け、また市財政担当部局との調整が必要となることから、「伊勢原市成年後見事業あり方検討会」には行政の管理職者に委員として参画してもらいました。

こうした動きと並行して、市社協の組織内部でも2年をかけて役職員の共通理解をはかるとともに、市民後見人養成計画をふまえ、法人後見の受任要件の拡大とともに継続的な事業運営のために、次世代の職員にも立ち上げ当初の事業の理念や関係者の思いを引き継ぐことを意識して、「伊勢原市成年後見事業あり方検討会」には、市社協の関係業務担当職員は全員参加の体制を組み、「(仮称)成年後見・権利擁護推進センター構想」をまとめました。

4. 「センター構想」がめざすもの

「(仮称)伊勢原市成年後見・権利擁護推進センター」構想において特筆されるのは「権利擁護事例のケース検討(常設を想定)」が、役割機能として明確に打ち出されていることです。

市社協の日常生活自立支援事業の契約者数は県内2位(平成25年6月時点、政令市除く)であることが示しているとおり、また、法人後見事業や成年後見・権利擁護サポート連絡会の実施を通して、「センター」という「看板」こそ掲げていないものの、市内の関係機関には「とりあえず社協に相談してみよう」という流れができています。

市社協では、支援者の「旗振り役」と「伴走役」として、「困ったらいつでも市社協に相談に来て」ということを、いま以上に、かつ組織的に行っていくことができるために継続性・専門性を備えた「センター」を打ち立てることをめざしています。

(仮称)伊勢原市成年後見・権利擁護推進センターの機能(案)

《役割》・見守りから後見までを担うワンストップセンター
 ・市民後見人の養成・育成・活用支援

下線部分は、伊勢原市社会福祉協議会で既に実施している事業内容

平成25年11月時点での将来構想であり、今後、変更する場合があります。

項目	内容	備考
相談窓口	<ul style="list-style-type: none"> 一般相談(職員対応) 制度概要や手続きについて 専門相談(毎月1回)(弁護士、行政書士、税理士) (<u>成年後見相談(行政書士):平成17年度~</u> 高齢者・障害者の法律相談(弁護士)平成22年度~) 	[対象] 本人・親族・行政・相談機関 及び後見人(親族・市民後見人)
普及・啓発	<ul style="list-style-type: none"> 講演会・研修会の開催 ・出前講座 広報・ホームページ・リーフレット等の活用 	[対象]一般市民向け・専門職向け
ネットワークづくり	<ul style="list-style-type: none"> 地域のネットワーク構築(平成22年度~) <div style="border: 1px solid black; padding: 5px; width: fit-content; margin: 5px auto;"> 地域の課題の共有、解決方法の検討 個別支援に関する事例検討 先進事例の研修等 </div>	既存の「成年後見・権利擁護サポート連絡会」機能を活かし制度の枠を超えたネットワークを構築 構成員:専門職団体、相談支援機関(包括、障害)行政
申立て支援	<ul style="list-style-type: none"> 親族申立て書類作成支援 市長申立て調査・書類作成支援 	
市民後見人活動支援	<ul style="list-style-type: none"> 市民後見人養成研修 (市民)後見人現任研修 市民後見人懇談会 市民後見人業務の日常活動支援 (定期的な活動内容の確認と相談) 関係機関との顔合わせ・カファルス 貸金庫・保険の対応 	<ul style="list-style-type: none"> 運営経費については、市の補助(又は委託)に加え、登録している市民後見人が後見報酬を得られた場合には、一定割合をセンターに納入するシステムを構築を検討する。(後見監督に就任しない場合) 後見監督の場合は任意での寄付等
親族後見人活動支援	<ul style="list-style-type: none"> 書類作成支援 福祉サービス等利用支援 	・住民(親族間)のエンパワメントを活かし後見人不足への対応
ケース検討 予防的な介入のために、最も重視している機能	<ul style="list-style-type: none"> 予防・早期対応 成年後見、虐待疑いなど、関係者の気づきレベルで対応を協議する常設ケース検討の場の提供 成年後見利用事例の検証 モニタリング機能、再発防止のための検証 	<ul style="list-style-type: none"> 支援者(専門職)の伴走機能 オブザーバーとして弁護士、社会福祉士等専門職の確保のための予算措置を要する。
後見人候補者の管理	<ul style="list-style-type: none"> 受任調整会議 市民後見人バンク 人材登録と推薦機能 	・当面は、市民後見人の受任調整のみ
後見人 後見監督人	<ul style="list-style-type: none"> 法人として後見活動を実施(平成20年度~) 後見監督人は、主に市民後見人が単独で活動する際、家庭裁判所から選任された場合に実施 	件数増加に伴う人員体制と社協事業との利益相反、365日対応、市民後見人の不誠実行為に対する賠償責任保険などの対応が課題
成年後見 ファンド	成年後見推進にかかる財源を確保するためのファンドの運営	既存の「善意銀行」「社会福祉基金」「社協賛助会費」などとの整理が必要

伊勢原市における成年後見制度利用促進のための関係機関の役割（案）
 （仮称）伊勢原市成年後見・権利擁護推進センター設置を想定して

より良い連携のためには、各関係機関が相互の役割を理解したうえで連携を図る必要がある

機 関	主な役割
行政 【権利擁護 第1次相談機関】	<ul style="list-style-type: none"> ・ 成年後見利用推進のための基盤整備 行政内部の推進体制の構築 関係機関との連携 成年後見推進機関の設置及び推進のための財源の確保 成年後見利用支援事業の体制整備 家庭裁判所との連携 ・ 市民後見人養成及び活動支援のための実施責任
地域の相談機関 地域包括支援センター 障害相談支援事業所 【権利擁護 第1次相談機関】 平成 25 年 11 月現在 地域包括支援センター4 カ所 指定特定相談支援事業所（障害）6 ヶ所	<ul style="list-style-type: none"> ・ 初期相談対応 日常生活圏域で予防の視点で対応 制度説明や申立て手続きについての説明
市社協 【権利擁護 第2次相談機関】	<ul style="list-style-type: none"> ・ 成年後見推進機関の事業主体（運営） 成年後見相談窓口、普及・啓発 申立て支援（市長申立・親族申立・本人申立） 親族後見人支援 市民後見人の養成 市民後見人バンク・受任調整・活動支援 相談機関のバックアップ機能 法人後見（後見人、後見監督人） 関係機関連絡会の実施 ・ 日常生活自立支援事業の実施
専門職団体 2次相談機関をバックアップ	<ul style="list-style-type: none"> ・ 専門的な助言や支援 ・ 成年後見推進機関運営組織への協力 ・ 研修講師などの協力
かながわ権利擁護相談センター かながわ成年後見推進センター 【権利擁護 第3次相談機関】	<ul style="list-style-type: none"> ・ 高度な専門性を備えた支援機関 地域の成年後見推進機関で対応が困難な事案についてバックアップ ・ 横浜家庭裁判所との連携 定期的な協議の場の設定 ・ 広域での関係機関の連携

「埼玉県志木市における権利擁護推進」の取り組み - 志木市社会福祉協議会の取り組み -

志木市は、埼玉県南西部に位置し、面積は9.06平方キロメートル、都心まで電車で約20分という好条件を備えつつ、市内を流れる大きな3本の川がシンボルとなっている水と緑に囲まれた街です。

基本情報（平成26年1月1日現在）

- ・人口 72,961人 ・高齢化率 21.7%
- ・障害者手帳交付者数（身体障害者手帳交付数 1,811人 知的障害者手帳交付数 352人 精神保健福祉手帳交付数 348人）

1. 志木市社会福祉協議会の取り組み経過について

志木市社会福祉協議会では、平成21年度から福祉サービス利用援助事業（日常生活自立支援事業）に加え、「法人後見事業」「市民後見人養成講座」等の権利擁護事業に取り組んできました。市社協における権利擁護の取り組み実績が評価され、平成24年10月からは、志木市より「志木市成年後見支援センター事業」（以下、「センター」）を受託しています。

また、平成25年9月には、志木市で第一号となる市民後見人（個人受任）が誕生し、市社協が後見監督人となりました。公的機関が養成した「市民による後見人」の選任は埼玉県初となります。

2. 「志木市成年後見支援センター」の役割と業務

市社協の権利擁護推進体制は、大きくは相談支援事業所で実施する「日常生活自立支援事業」（埼玉県社協からの受託）、「市社協法人後見事業」（自主事業）、「障害者相談支援事業」（志木市からの受託）と、平成24年10月に開始した市委託事業である「センター」の2つに分かれています。

センターは、成年後見制度等の相談や利用支援を行う身近な相談窓口ならびに市民後見人の養成と活動支援を行う支援機関として、成年後見制度の普及啓発、相談支援、情報提供、市民後見人養成講座、権利擁護人材バンクなどの業務を実施しています。

センターでは、市民後見人の養成にあたって、“市民後見人”として適切に活動し得る資質を備えた人材の確保という観点から「権利擁護人材バンク」（以下、「バンク」）と、弁護士等の専門職、民生委員などで構成される「受任調整会議」の2つの仕組みを設けています。センター主催の市民後見人養成講座の全課程修了者のうち、市民後見人としての活動を希望する方は、「受任調整会議」の承認を経てバンクに登録され、フォローアップ研修や市社協の権利擁護支援員等として経験を積みみます。バンク登録者の中で、「受任調整会議」において活動実績や経験をもとに市民後見人候補者として適当だと判断された人材が「市民後見人候補者推薦名簿」に掲載されます。

3. 「権利擁護」と「地域福祉」を一体的に進める「社協の役割」

「バンク」や「受任調整会議」などの「仕組み」を設けているからこそ、センターでは成年後見制度の普及啓発の促進という観点から、市民後見人養成講座基礎研修については、自分や家族の将来のために成年後見制度について学びたいという方など、様々な受講動機を持った希望者を広く受け入れています。

この方針の根底には、センターの受託以前から市社協が自主的に取り組んできた権利擁護推進事業の運営に対する考え方が反映されています。市社協では、日常生活自立支援事業、法人後見事業、成年後見支援センター事業を統括する「権利擁護推進事業運営規程」に、事業の推進にあたっては「継続的な住民参加型の権利擁護支援体制の構築」を掲げ、“社協として”権利擁護事業に取り組むスタンスを明示しました。その姿勢は事業運営の随所に反映されていますが、とりわけ特徴的といえるのは、権利擁護推進事業に「障害者の相談支援事業所（委託相談）」も含めて一体的に運営していること、また、法人後見事業の仕組みに「法人後見協力員」制度を設けていることです。

市社協が法人後見事業を開始した背景には、日常生活自立支援事業や当事者家族からの声を受け、障害のある人の地域生活支援、「親亡き後問題」に対応する継続的な支援体制を構築する必要性の実感がありました。障害のある人の権利と暮らしを守るためには、障害ゆえの“様々な生活のしづらさ”への理解を深めることが欠かせません。相談支援事業所の看板を掲げ、生活のしづらさを受け止める相談から権利擁護の具体的な支援まで、連続性のある支援体制を築きました。

また、法人後見事業の「法人後見協力員」は、市社協が委嘱した協力員が「権利擁護支援員(日常生活自立支援事業と法人後見事業の生活支援員を兼務する非常勤職員)」との連携のもとで、被後見人の都合に合わせて月2回以上の訪問を行い、その生活を見守る仕組みです。社協との雇用契約に基づく「権利擁護支援員」とは別に「法人後見協力員」を設けた背景には、事情により退職した「権利擁護支援員」や「権利擁護人材バンク登録者」などの“地域のために役に立ちたい”という思いを活動につなげたいという動機からでした。権利擁護支援員や市民後見人といった固有の役割の担い手というとらえ方に留めず、「地域福祉」の担い手であるという視点が生み出した仕組みです。

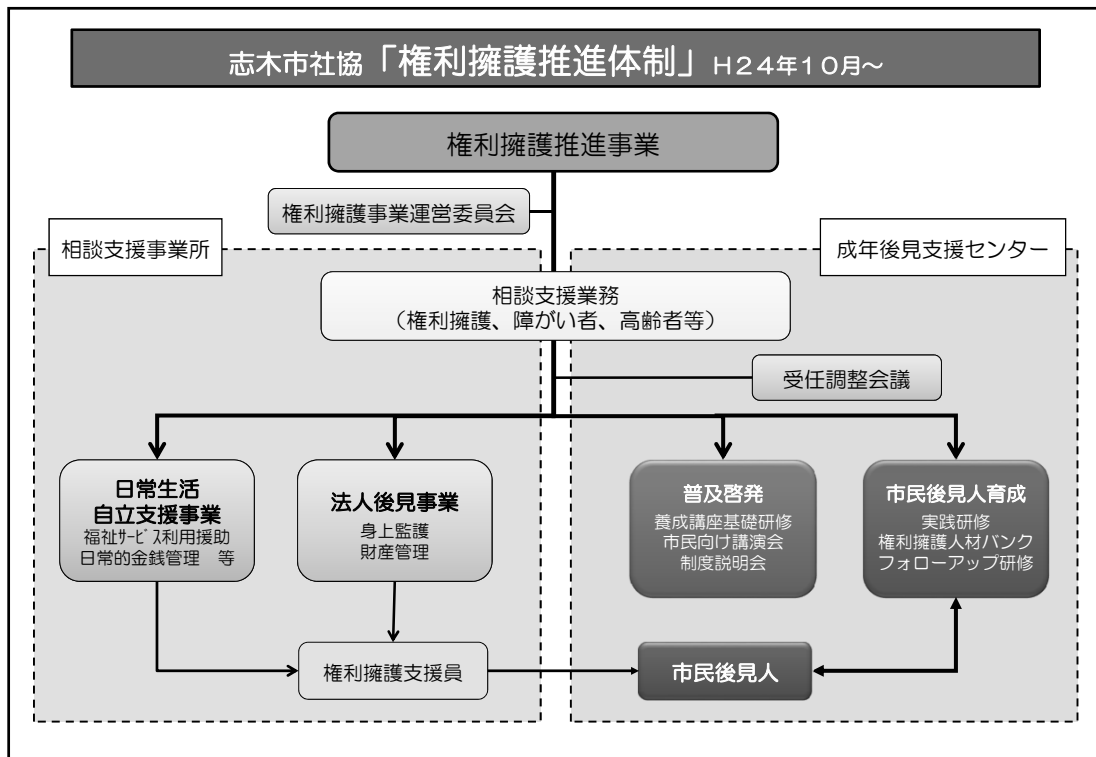
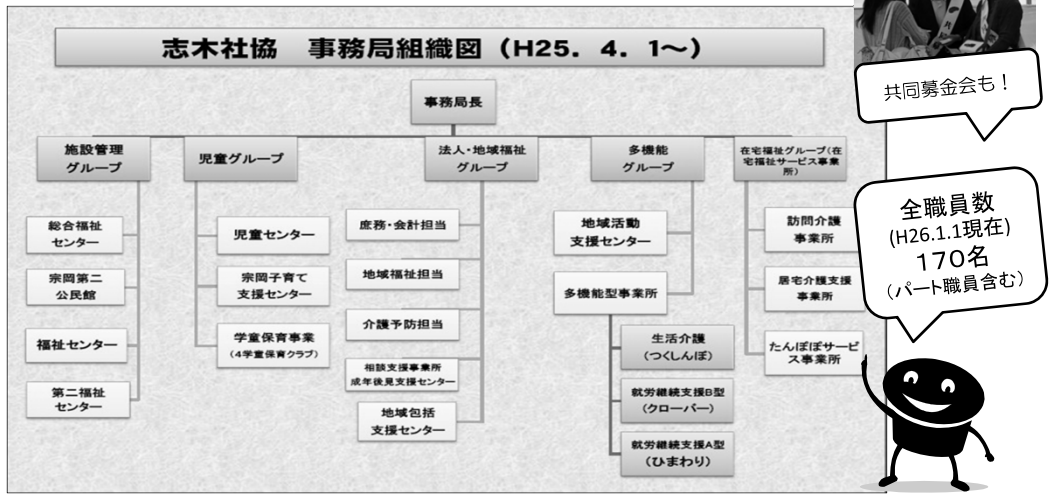
4. 地域に根差した権利擁護の取り組みの結実が「市民後見人」の誕生に

市社協では予算確保の方策として、志木市の委託事業である「センター」と「センター」以外の権利擁護推進事業とを体制上は切り分けていますが、実際の運営にあたっては一体的に取り組んでいます。「センター運営」の基盤には、地域に根差した「社協」として、地元の専門職と連携して地域性にあわせた事業展開をはかり、地域とのつながりを積み重ねてきた実績と信頼があります。

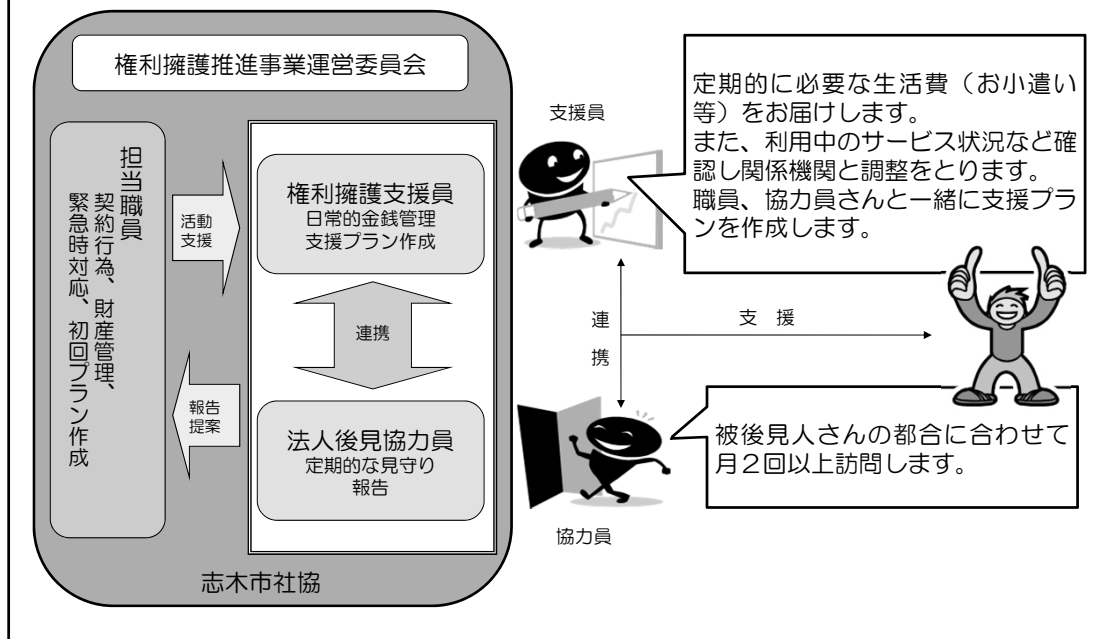
志木市第一号の市民後見人の誕生の背景には、選任された市民後見人が市民後見人養成講座修了後、市社協の「権利擁護支援員」として2年間の経験を積み、被後見人との間に信頼関係を築いてきたこと、そして、センターのバックアップ機能と後見監督に就任した市社協の実績への信頼が大きな要因となったであろうことをうかがい知ることができます。

社会福祉法人 志木市社会福祉協議会について

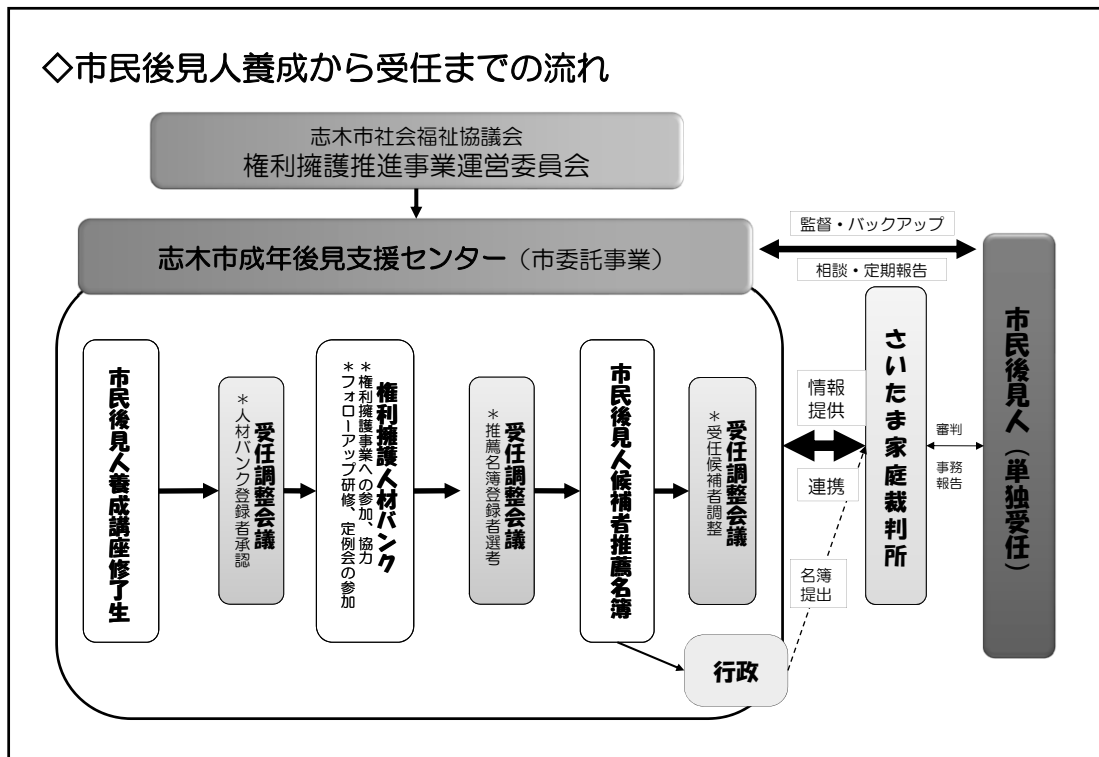
◎社会福祉協議会（略称「社協」）は、法律（社会福祉法第109条）において、市町村の区域内の社会福祉を目的とする事業を営む者及び社会福祉に関する活動を行う者が参加し、社会福祉の推進を図ることを目的とする団体と規定されています。



◇法人後見事業の支援体制



◇市民後見人養成から受任までの流れ



「市町村 権利擁護・成年後見推進センター構想」への提案

- 地域を基盤とした権利擁護の推進に向けて -

平成 26 年 3 月

社会福祉法人神奈川県社会福祉協議会 かながわ権利擁護相談センター あしすと

〒221-0835 横浜市神奈川区鶴屋町 2-24-2 かながわ県民センター14 階

TEL 045-312-4818 FAX 045-322-3559

e-mail assist@knsyk.jp